

わが国の外国為替証拠金取引の現状と規制

山崎 哲夫

目 次

- 1. はじめに
- 2. 外国為替証拠金取引市場の状況
- 3. 外国為替証拠金取引業者のビジネスモデル
- 4. 法令等による規制
- 5. 店頭外国為替証拠金取引における今後の課題
- 6. 終わりに

取引が開始され、わずか20年弱の短期間で、デリバティブ取引として一般投資家に浸透し、世界最大級の取引市場に急成長したわが国の外国為替証拠金取引市場の現状と特徴を、市場規模、取引業者のビジネスモデル、財務状況、また、投資家の取引手法や損益状況等の項目から解説する。また、わが国において、外国為替証拠金取引市場とインターバンク外国為替市場が流動性の供給を介して共存している実態についても記述していく。

1. はじめに

外国為替証拠金取引（以下、FX取引）とは、顧客が取引金額の一部を証拠金としてあらかじめ業者に預託し、成立した取引の決済を任意の期日まで延期することができる外国通貨の売買取引であり、金融商品取引法に規定された通貨関連デリバティブ取引である。

現在、日本国内のFX取引市場は、東京金融取引所（商品名「くりっく365」）と店頭取引の2市場がある。店頭取引の規模は、国内取引所市場を優に上回り、一般投資家によるFX取引市場と

しては、世界最大の規模（注1）となっており、その動向は国際的な為替相場にも影響を与えている。

日本においてFX取引は、一般投資家に浸透した店頭デリバティブ取引の最初の成功例となった。これまで、デリバティブ取引はリスクが高く、大衆化には向かないものとして扱われてきたが、IT技術を支えに、デリバティブ取引を広く一般投資家に浸透する試みが国内外で活発化している。

わが国においても、個人投資家によるデリバティブ取引の利用について、現実に即してそのあり方を再考し、今後の市場整備に努めていく必要が



山崎 哲夫 (やまざき てつお)

一般社団法人金融先物取引業協会 調査部長、龍谷大学経済学部非常勤講師。1980年千葉大学人文学部卒業後、三和銀行を経てシティバンク、エヌ・エイのバイスプレジデントアジア地区通貨オプション・ヘッド。その後第一勧業銀行（現みずほ銀行）、あおぞら銀行市場部門担当執行役員を経て、2010年7月より現職。著書に『財務担当者のための通貨オプション入門』（東洋経済新報社、99年）がある。